

地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者 技能講習 ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第127号）

建設業労働災害防止協会 青森県支部

（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

当支部では、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施いたしますのでこの機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

1. 受講資格

【経験年数】

- （1）地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- （2）学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。
（※ 卒業証明書等（写）を添付すること）
- （3）その他、厚生労働大臣が定める者。

※作業経験年数は、満18歳からの年数となります。

満18歳未満の期間は入りませんのでご注意ください。（年少者労働基準規則第8条）

2. 講習科目及び時間 ※ 計17時間 講習

- | | | |
|-----------|-------------------------------|----------|
| 【1日目】 | ① 作業の方法に関する知識〔地山の掘削〕 | （5. 5時間） |
| 【2日目】 | ② 作業の方法に関する知識〔土止め支保工〕 | （5. 0時間） |
| 【2日目・3日目】 | ③ 工事用設備、機械、器具、
作業環境等に関する知識 | （3. 5時間） |
| 【3日目】 | ④ 作業に対する教育等に関する知識 | （1. 5時間） |
| | ⑤ 関係法令 | （1. 5時間） |

3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者。
- (2) 土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者。
- (3) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
- (4) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する、職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。
- (5) 建設業法施行第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者。
 ※ 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験において、トラクター系建設機械操作施行法若しくはショベル系建設機械操作施行法を選択しなかった者又は2級の技術検定で、昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く。
- (6) 建設業法施行法第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者。
 ※ 令和3年4月に建設業法の改正に伴い新設された『施工管理技士補』は一部免除の対象にはなりません。
- (7) 職業能力開発促進法第28条第1項に既定する、職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。
 ※ 受講一部免除（ダブル免除を含む）を受けようとする者は、受講申込み時に必ず有資格証（写）を添付の上、申込み下さい。また、建設機械技術検定1級合格者については、合格証の他実技試験方法が分かる証明書を添付して下さい。
 なお、有資格者であっても有資格証（写）の添付の無いものは、無資格者とみなし全科目受講となりますので、ご注意願います。

（注意）有資格証(写)の添付が無いものは、全科目受講としてみなしますのでご注意ください。

4. 受講料

区分	受講科目 時間 (前ページ参照)	合計		内 訳		
				受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	
全科目	17時間	会員 非会員	16,662 円 16,959 円	14,000 円		
一部免除	(1) 地山掘削作業主任者	②⑤ 6.5時間	会員 非会員	12,162 円 12,459 円	9,500 円	会員 2,662円 非会員 2,959円
	(2) 土止め支保工作業主任者 又は (4) とび科指導員免許	①⑤ 7時間	会員 非会員	12,662 円 12,959 円	10,000 円	
	(3) とび科1級又は2級技能検定	①④⑤ 8.5時間	会員 非会員	14,662 円 14,959 円	12,000 円	
	(5) 機械施工技術検定	②④⑤ 8時間	会員 非会員	14,162 円 14,459 円	11,500 円	
	(6) 土木施工管理技士	④⑤ 3時間	会員 非会員	10,662 円 10,959 円	8,000 円	
	(7) 建設科、土木科、さく井科職訓指導員免許	⑤ 1.5時間	会員 非会員	8,662 円 8,959 円	6,000 円	

5. 修了試験

講習3日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

6. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、1週間程で『地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証』を送付致します。

7. 講習日時及び会場

日 時：令和 6年 9月 2日（月）～ 9月 4日（水） 9：00 ～
会 場：株式会社下北建設センター 2階 「大会議室」

8. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書：所定の申込書に必要事項をご記入ください。
- (2) 写 真 1 枚：胸上タテ3cm × ヨコ2.4cm、1年以内に撮影したもので無帽・無背景・カラーのものを申込書の貼付けること。
- (3) 受 講 料：前納制です。下記①～②にて対応すること。
 - ① 建災防下北分会へ直接納の場合
受講申込書と一緒に講習代金を持参して納付する
 - ② 建災防下北分会の指定口座へ現金振込の場合
受講申込書は郵送すること。講習代金は振込前後どちらでも良いので連絡を必須とする。また、手続き完了後、領収書・受講票・カリキュラムを送付します。

青森銀行 むつ支店 普通 3095272
建設業労働災害防止協会青森県支部下北分会

- (4) 受講一部免除を受けようとする者は、講習科目の受講一部免除における有資格証（写）を申込書裏面に添付すること。なお、資格証を有していても添付の無い場合は、免除無しで全科目受講する者とみなします。

※ 建設機械施工技術検定1級による免除の方は、国道交通省東北地方整備局企画部施工企画課監理係 電話：022-225-2171（内線3461）へ実地試験の選択方法がわかる証明書を申請し合格証（写）と一緒に添付すること。

- (5) 旧姓等の併記を希望する方は、『旧姓又は通称』記入欄に記入の上、旧姓等を確認できる書類を添付すること。

9. 受講定員及び受付開始～締切

申込み（受付）開始日：7月29日（月）～9月23日（金）です。

- ① 1回あたりの受講定員は30名とし、締切りは講習日の10日前までとします。
- ② 締切り前であっても定員に達した場合は受付を終了致します。
- ③ 受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

10. その他

- (1) 事前予約（申込み）をする際は、申込み（受付）開始日より申込書を、申込先へFAXの上、申込先へ必ず電話連絡をすること。
顔写真は貼付けて無くても構いません。
- (2) 請求書及び見積書が必要な場合は、申込先へ連絡願います。
- (3) 開講1週間前のキャンセル又は欠席した場合の受講料等は返金できません。
- (4) 講習の詳細については建災防青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>) ホームページに掲載しますので電話にて、お問い合わせ下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守とします。
※ 業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り、携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (6) 講習会場は、駐車場に車を十分に止めることができます。

11. 問い合わせ先・申込先

- ◆ 建設業労働災害防止協会 青森県支部下北分会（略称：建災防下北分会）
〒035-0073
むつ市中央2丁目3-45号（株）下北建設センター内
TEL：0175-24-1016 FAX：0175-24-1688



